

粟野川漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、粟野川川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、はや、うなぎ、及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
かに籠	1人、かに籠3個以内
その他	その他の漁業については1人1統とする

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内
こい、はや	1月1日から12月31日までの期間内
うなぎ	6月1日から12月31日までの期間内
かに	7月15日から10月15日までの期間内

- 2 前項の期間はこの組合及びこの組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中はウ欄の漁業種類について遊漁を行ってはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁業種類
下関市豊北町大字栗野小河内井堰から下流全域	1月1日から 5月31日まで	全漁業種類
下関市豊北町大字栗野小迫井堰下流端から下流同町大字栗野大久保橋上流端までの区域	9月20日から 10月31日まで	全漁業種類
下関市豊北町大字栗野オヶ瀬橋から下流300mまでの区域	5月1日から 6月30日まで	はや漁業

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを捕獲してはならない。

名 称	大 き さ
うなぎ	全長25cm以下
もくずがに	全甲幅5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者の時は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

ア 魚 種	イ 漁具、漁法	ウ 遊漁者の区分	エ 期 間	オ 遊漁料	備 考
あゆ、こい、はや、うなぎ	手釣 竿釣	大 人	1日	1,000円	
			1年	5,000円	
		中学生以下	1日	500円	
			1年	2,500円	
かに	籠	大 人	1日	1,000円	
			1年	5,000円	
		中学生以下	1日	500円	

はや (はや限定)	手釣 竿釣	大人	1年	2,500円
			1日	500円
			1年	5,000円
		中学生以下	1日	250円
			1年	2,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 栗野川漁業協同組合事務所（豊北町大字田耕4332-2番地）
- (2) 林ハンバーグ店（豊北町田耕）
- (3) 荒木自動車（豊北町荒木）
- (4) 木村商店（豊北町栗野）
- (5) アングル菊川店（菊川町岡枝）
- (6) ローソン（豊北町滝部店）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場全般にわたって、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために
行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）住所、氏名、年齢

（2）有効期間

（3）注意事項

（4）その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

（5）発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。